

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷一十二第

行發日一月八年四十正大

## 論叢

商書周書に見はれたる政治經濟思想

法學博士 田島 錦治

公益上の免稅

法學博士 神戸 正雄

運賃論見たる繋船同盟と海運同盟

法學士 小島昌太郎

自殺統計論

法學博士 財部 靜治

## 說苑

徳川時代岡山江戸間の海運

經濟學士 黒正 巖

リカアドに於ける勞働價值法則の妥當性に就いて

經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

近世農村の性質

經濟學博士 本庄榮治郎

社會統計てふ名目の意義

法學學士 財部 靜治

手形交換制度の先驅としての里昂のペイマン

經濟學士 小川福太郎

物價の變動と從量稅

法學士 沙見 三郎

## 法令

漁業共済施設獎勵規則・漁業財團抵當登記取扱手續・職業紹介法施行令中の改正・關東州の生産に係る物品の輸入税の免除に關する法律・國有林野火防組合規程・預金部預金を郵便貯金に振替の件

(禁轉載)

# 雜 錄

## 近世農村の性質

本庄榮治郎

近世の農村に就いて、その成因とか形態とかを考ふることも重要な事柄であるが、茲には單に村の政治經濟上の性質について少しく述べて見やうと思ふ。

一

徳川時代の村は天領私領を通じて政治上の單位であつた。而して郡代や代官は地方の事務を統轄して居るが、各村に官吏が駐在したのではなく、村落内の行政は庄屋・組頭・百姓代等の村役人が自治的に之を治めたものである。即ち村は自治團體であつた。村役人は公儀の御觸書などを村民に周知せしめ實行せしむると共に、村の政治規約や申合等をも實行せしむるものであり、従てある場合には公儀を代表し、或る場合

雜 錄 近世農村の性質

には農民の利益を代表したものである。故に双方の板挟みとなつて苦しい立場に置かれたこともあり、作毛検見の場合などには農民の利益を計るために、公儀の役人に饗應賄賂などの行はれたことも少くはなかつた。更に村内には五人組の制度があつて數戸連帯して共同擔保の責を負はしめられ、且つ相互救済の制度が行はれた。五人組制度は必ずしも村落に限りしものではないが、大都會におけるよりは、村落に於て重要なものであつた。

二

村は法律上の人格を有せしものであつた。村は一の課税團體であるのみならず(後述参照)村は村として訴訟行爲をなすの能力を有し、村は他の村と協約を結ぶことが出来、更に村は財産を所有する能力を有し、村は自己の名義に就て賣買・寄託・貸借等の法律行爲をなす能力を持つて居た。當時の村の實體は「村役人總百姓の總體」を指すものであつて、假想的若くは擬制的のものではなく、實在的のものであつた。而して村は

第二十一卷 (第二號 一二七) 二七五

村として以上の諸行爲をなし得るものであるから、村は單純なる利益若くは權利を共同にする多數人の結合ではなくして、獨立の人格を有するものである。然し村の公課は同時に各村民の共同負擔であり、村の出入は同時に各村民の共同訴訟であり、村の持地は同時に各村民の共同利用地であり、村の債務は同時に各村民の共同債務であるから、村の權利義務は村と村民との間に或關係に於て分屬して居たものである。これは村の組織についての一特色である。

三

上述の如く村は政治上の單位であると同時に納税上の單位であつた。即ち徳川時代では租税は村に對して課せられたものである。之は天領私領を通じて同様である。幕府又は各藩は先づ村に對して年貢を決定し、併せて納期をも令達するものであつて、その徵稅令書は之れを割付わりつけと稱する。單に租税のみならず、夫役を申付く場合にも何村から何人役とか馬何匹とかいふ風に割り當てたものである。幕府及び諸藩は田

租を殆んど唯一の主要なる收入として居たことであるから、村をして納税を完うせしむるには尠からざる努力を拂つたものである。當時田租其他の賦課徵收、檢地、道路修繕訴訟等の農村の政治を指して地方ぶちなと稱した。

かくの如く納税は村を全體として課せられたものであり、決して個々の農民に對して直接に出租を課したのではないが、村に對する租額が決定したときは、村民に之を割り當てなければならぬ。割付を見ると其最後に、右の通り租額決定したるに付き「村中大小之百姓、入作いりさく之者迄不殘立會、無甲乙、割合之」來る何月何日迄に屹度納付すべき旨が記されて居り、此場合に入作の者即ち小作人も立會ふことになつて居る。加之當時の小作證文を見ると、大抵は小作人に於し御年貢、諸役(村役の類)を勤める上、小作米何程納むべき旨が記されて居るのが普通である。尤も年貢諸役を其地主方にて勤め、小作の方では年貢、諸役米と小作米とを併せて一段何程と俵數を定めて地主へ納むるものもある。こ

2) 中川博士、徳川時代に於ける村の人格(國家學會雜誌三四卷八號)

3) 安藤博、縣治要略、267 頁

の場合を定め米とも掟米ともいふ。<sup>4)</sup>前者の場合には小作人が直接年貢米を納めるものであり、後者の場合には小作人が明かに年貢米を自ら負擔せることを意識して、年貢米小作米等を合して地主へ渡したものであるから、何れの場合に於ても、小作人が年貢米を意識的に負擔せることは極めて明かである。土地を耕作せる者が自作百姓である場合は勿論、それが小作人である場合に於ても、彼等は地主には小作米を拂ひ、且、年貢米も自ら納め若くは負擔したものであるから、當時實際に租税を負擔した者が、土地の所有者ではなくして、土地の耕作者であつたことは大に注意すべき所であらう。

納税の期月を越すも全部收納し了らざるものを未進といひ、全く納付せざるものを不納といふ。未進不納に對しては種々なる制裁が加へられた。即ち一時其土地を沒收して一村の總作を命じ、未進額皆濟後、土地を返付する如き、或は五人組或は一村の責任を以て辨償せしむるが如きことも亦一面に於て租税が個人に對せずし

て、村に對して課せられたことを示すものと見ることが出來やう。

#### 四

村は原則として農民の住居地域である。當時の爲政者は、村落に農民以外の者の混住することを喜ばず、村を都會より引離し、村民を町人から隔離するの方針を採つたものである。「百姓たらんもの、かならず町人をまねおべからず」とか、「農家は市中商人と婚姻を結ぶ事勿れ」とかいへるは、皆この思想をいひあらはせるものである。故に村落は一に農民を以て其構成要素の本體とし、農民以外の者の居住することは特例であつた。また經濟上に於ても、村は村で自給自足することが大體の傾向であつた。城下の發達は農村の生産消費に關係する處があり、或は越中富山の薬屋は各地の田舎にも行商し、農民も市日には近傍の小都會宿場などの市場へ出掛けて貨物を賣買する場合もあつて、農民が全然交換經濟の範圍外に立つて居たといふ譯ではないが、一般の状態としては、田舎に於ては大

4) 地方凡例錄(日本經濟叢書卷三十一、200頁)

5) 百姓癡(日本經濟叢書卷五、193頁)

家職要道(日本經濟叢書卷廿四、247頁)

6) 内田博士、近世の日本、344頁